

## セゾンカード《セルクル》特約

### 第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するものでセゾンカード《セルクル》(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

当社が提携する会社または団体(以下「提携先」という)の役員、社員もしくは加入者及びその配偶者の方が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。但し、配偶者のみの申込みはできないものとします。

### 第3条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

- (1)⑩提携先の役員、社員又は加入者である会員が提携先を退職又は脱退されたとき。

### 第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第5条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。